

平成29年6月9日

## 第425回白石市議会定例会議案

## 目 次

第 3 7 号議案	農業委員会委員の任命について	・・・	1
第 3 8 号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	3
第 3 9 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号） （白石市市税条例等の一部を改正する条例）	・・・	4
第 4 0 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号） （白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	・・・	2 0
第 4 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号） （平成 2 8 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	2 2
第 4 2 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号） （平成 2 8 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算）	・・・	2 3
第 4 3 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号） （平成 2 8 年度白石市下水道事業会計補正予算）	・・・	2 4
第 4 4 号議案	字の区域を変更することについて	・・・	2 5
第 4 5 号議案	白石市防災センター条例	・・・	2 7
第 4 6 号議案	平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に 関する条例の一部を改正する条例	・・・	3 0
第 4 7 号議案	平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料 の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・	3 2
第 4 8 号議案	白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固 定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	・・・	3 5
第 4 9 号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	3 7
第 5 0 号議案	白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	3 9
第 5 1 号議案	あっせんの申立てについて	・・・	4 1
第 5 2 号議案	白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例	・・・	4 2
第 5 3 号議案	白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	・・・	4 4

第 37 号議案

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 村 上 さ き  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 佐久間 純 一  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 吉 川 淑 子  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 徳 治  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 日 下 正 彦  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 齋 藤 重 雄  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 齋 藤 國 一  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 半 澤 幸 男  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 良 夫  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 阿 部 祥 夫  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 江 戸 千佳雄  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 保 科 清 八  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 木 須 敏 文  
生年月日

平成29年6月9日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 8 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 裕美子  
生年月日

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 9 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例等の一部を改正する条例（専決第 1 号）

（平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決）

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市市税条例等の一部を改正する条例

白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第32条第4項中「第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第32条第6項中「第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条の8第1項中「第32条第4項の申告書」を「第32条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第49条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第60条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第60条の次に次の1条を加える。



(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第60条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

第62条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第62条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め

る。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第60条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、「市町村の」を削り、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第23項の規

定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第25項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して

市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 8 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 1 6 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 5 法附則第 3 0 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第 3 0 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第 3 0 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（

前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者に

ついでに軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第32条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第32条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第35条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第35条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第35条の2第1項の規定による申告書（そ

の提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書にその記載」を「条約適用配当等申告書にこれらの記載」に、「となった当該」を「となった」に改める。

附則第25条を削る。

附則第37条を削る。

附則第36条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同条を附則第37条とする。

附則第35条中「附則第27条及び第29条」を「附則第28条及び第30条」に、「附則第27条及び第30条」を「附則第28条及び第31条」に、「附則第28条、第30条及び第31条」を「附則第29条、第31条及び第32条」に、「附則第30条から第32条まで」を「附則第31条から第33条まで」に、「附則第32条」を「附則第33条」に、「附則第33条」を「附則第34条」に改め、同条を附則第36条とする。

附則第34条中「附則第32条」を「附則第33条」に改め、同条を附則

第 35 条とする。

附則第 33 条を附則第 34 条とする。

附則第 32 条を附則第 33 条とする。

附則第 31 条中「附則第 27 条」を「附則第 28 条」に改め、同条を附則第 32 条とする。

附則第 30 条中「附則第 27 条」を「附則第 28 条」に改め、同条を附則第 31 条とする。

附則第 29 条中「附則第 27 条」を「附則第 28 条」に改め、同条を附則第 30 条とする。

附則第 28 条を附則第 29 条とし、附則第 27 条を附則第 28 条とする。

附則第 26 条（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条を附則第 25 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

第 26 条 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

（法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合）

第 27 条 法附則第 15 条第 45 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 7 条の規定 公布の日

(2) 附則第 5 条の 3 第 1 項の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日

(3) 附則第 6 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(4) 附則第 10 条の 2 第 18 項を同条第 16 項とし、同項の次に 2 項を加える改正規定（同条第 18 項に係る部分に限る。）及び附則第 26 条を附則第 25 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定（附則第 27 条に



係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第47条第3項及び第5項並びに第49条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第47条第3項又は第49条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第60条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第60条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第62条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第3者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第3者（当該第3者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第3者が当該申出をしたときは、当該第3者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第3者は、当該申出を撤回することができない。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第81条及び新条例」を「白石市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
(i)	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円
(ii)	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年白石市条例第10号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により

		読み替えて適用される 第 8 2 条
附則第 1 6 条第 1 項 の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 2 6 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用される 第 8 2 条第 2 号ア(イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項 の表第 2 号ア(ウ)(i) の項	第 2 号ア(ウ)(i)	平成 2 6 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用される 第 8 2 条第 2 号ア(ウ)( i)
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項 の表第 2 号ア(ウ)(ii) の項	第 2 号ア(ウ)(ii)	平成 2 6 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用される 第 8 2 条第 2 号ア(ウ)( ii)
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 8 年白石市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中市税条例附則第 1 6 条第 2 項から第 4 項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

附則第 1 6 条の 2 削除

第 2 条を次のように改める。

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

第 4 0 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第 2 号）  
（平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決）

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 4 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 8 年度白石市一般会計補正予算（専決第 3 号）

（平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決）

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一



第 4 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 8 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 4 号）  
（平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決）

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 3 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 8 年度白石市下水道事業会計補正予算（専決第 5 号）

（平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決）

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

#### 第 4 4 号議案

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、  
本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するものとする。

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

(第44号議案別紙)

変更調書

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字 名	地 番
字東大畑	字大畑一番	52番1

第 4 5 号議案

白石市防災センター条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市防災センター条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、白石市防災センター(以下「防災センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 災害等による緊急時の防災活動拠点施設として並びに住民の防災に関する知識の向上及び意識の高揚を図るため、防災センターを設置する。

### (名称及び位置)

第3条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石市防災センター	白石市大手町1番1号

### (施設)

第4条 防災センターに次の施設を設ける。

- (1) 災害対策本部室及び会議室
- (2) 防災通信室
- (3) 備蓄倉庫
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### (用途)

第5条 防災センターの用途は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における白石市災害対策本部の設置及び情報収集等に関すること。
- (2) 防災用資機材の備蓄及び保管に関すること。
- (3) 防災に関する講習会等の開催に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条に掲げる防災センター設置の目的を達成するために必要なこと。

### (施設の使用)

第6条 市長は、前条の用途に支障のない範囲において、第4条第1号に掲げる防災センターの施設(以下「会議室等」という。)を使用させることができる。

2 前項の規定により会議室等を使用できる者（以下「防災センター使用者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 防災活動に従事している団体

(2) 防災活動を支援している団体

(3) 前2号に掲げる団体に類する者として市長が認める団体

（使用の許可）

第7条 防災センター使用者は、前条第1項に基づき会議室等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第8条 会議室等の使用料は、無料とする。

（原状回復の義務）

第9条 防災センター使用者は、その使用を終了したときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第10条 故意又は過失により防災センターの施設、附属設備、器具等をき損又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第 4 6 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に  
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一



平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成23年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成29年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

13 第1項から第3項まで、第7項、第9項及び第11項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成28年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯。以下次項において同じ。）を除く旧避難指示区域等、旧居住制限区域等の被保険者については、平成29年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「平成29年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成28年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成29年7月31日」とする。

14 第1項から第3項まで、第8項、第10項及び第12項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者については、平成29年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度国民健康保険税額の全額」とあるのは「平成29年度国民健康保険税額の平成29年4月分から9月分までに相当する月割算定額」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成28年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成29年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

第 4 7 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料  
の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成23年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

10 第1項から第4項まで、第6項及び第8項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額）が633万円以上である者。以下次項において同じ。）を除く旧避難指示区域等、旧居住制限区域等に住所を有している者については、平成29年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「平成29年度」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成28年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成29年7月31日」とする。

11 第1項から第3項まで、第5項、第7項及び第9項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、旧居住制限区域等の上位所得者については、平成29年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度保険料の全額」とあるのは「平成29年度保険料の平成29年4月分から9月分までの月割相当額」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成28年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成29年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

第 4 8 号議案

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年白石市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

第 4 9 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第12条 市長等の給料は、平成29年7月に支給されるものに限り、第3条の規定にかかわらず、その者に対応する別表第1の給料月額欄に掲げる額から、市長及び副市長にあつては当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 5 0 号議案

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第 5 1 号議案

### あっせんの申立てについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害対策に要した費用に係る損害賠償の請求について、下記のとおりあっせんの申立てを行いたいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 申 立 先 原子力損害賠償紛争解決センター
- 2 申立ての相手方 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社
- 3 申立ての趣旨 相手方が、市に対し、金 176,723,635 円及びこれに対する損害発生の日から支払い済みに至るまでの年 5%の割合による遅延損害金並びに市が既に受領した損害賠償請求に対する損害発生の日から支払い済みに至るまでの年 5%の割合による遅延損害金（申立ての日までに相手方がこれらの額の一部について支払いに合意した場合においては、当該合意した額を除く。）を支払うことについて、和解の仲介を求めるものである。
- 4 和解申立ての方針 和解が不成立又は一部不合意の場合、再度の和解仲介の申立てをすることができる。

平成 29 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 2 号議案

白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

白石市立学校の設置に関する条例（昭和39年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表斎川小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 5 3 号議案

白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例  
白石市立学校施設の開放に関する条例（平成4年白石市条例第21号）の  
一部を次のように改正する。

別表斎川小学校体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。